

茨木市告示第 45 号

騒音規制法に基づく指定地域

平成 13 年 3 月 15 日

茨木市長 山本 末男

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定により、市全域を特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定し、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。